

令和2年7月8日

青森県教育委員会第858回定例会

期 日 令和2年7月8日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1

3 議 案

- 議案第1号 学校職員の人事について …………… (非公開の会議)
○議案第2号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について …… 2
○議案第3号 青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等
に関する規則案について …………… 3

4 その他

- 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針(改定案)について …… 7

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 2 年度青森県一般会計補正予算（第 3 号）案（教育委員会所管分）
- 2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 4 公の施設の指定管理者の指定の件
- 5 公共施設等の整備等に関する事業契約の件

議案第2号

青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について

青森県いじめ防止対策審議会委員の人事を次のとおり行う。

沼田	徹
田中	治
内海	隆
関谷	道夫
鳴海	春輝
加川	香寿美

青森県いじめ防止対策審議会委員を委嘱する

任期は令和2年7月30日から令和4年7月29日までとする

令和2年7月8日

青 森 県 教 育 委 員 会

議案第 3 号

青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について

1 提案理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第 7 条の規定に基づき、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるため提案するものである。

2 概要

(1) 教育委員会は、県立学校の教育職員が勤務時間外に業務を行う時間の上限を

- ① 1 箇月について 4 5 時間
- ② 1 年について 3 6 0 時間

の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。

(2) 教育委員会は、県立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、

- ① 1 箇月について 1 0 0 時間未満
- ② 1 年について 7 2 0 時間
- ③ 2～6 箇月のそれぞれの期間において 1 箇月当たりの平均時間について 8 0 時間
- ④ 1 年のうち 1 箇月 4 5 時間を超えて勤務時間外に業務を行う

月数について6箇月
の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。

3 規則案

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年8月1日

青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案

青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、青森県立学校の教育職員（条例第二条第二項に規定する教育職員をいう。）（以下「教育職員」という。）が正規の勤務時間（条例第六条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限等)

第二条 青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第六条第三項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について四十五時間

二 一年（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）について三百六十時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

(その他の事項)

第三条 この規則に定めるもののほか、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年八月一日から施行する。
- 2 令和二年十二月三十一日までの間における青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第二条第二項第三号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは「五箇月の期間（令和二年八月以後の期間に限る。）」とする。

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）について

1 パブリック・コメント及び地区懇談会の概要

(1) パブリック・コメント

- ①実施期間：令和2年6月4日～7月3日（30日間）
- ②提出件数：5人延べ9件

(2) 地区懇談会

- ①開催期間：令和2年6月11～21日
- ②参加者数等：

項目	東青	西北	中南	上北	下北	三八	合計
参加者数	6人	15人	7人	13人	21人	27人	89人
発言者数	1人	5人	3人	2人	5人	4人	20人
アンケート回答者数	4人	10人	5人	9人	12人	21人	61人

2 県民からの主な意見（基本方針（改定案）の項目ごと）

【第1 計画策定の趣旨】

NO	項目	意見
1	本県の未来を担う人材の育成	生徒数の多少の観点のみではなく、人材育成の達成に向けた考え方を忘れないでほしい。
2	計画策定の考え方	生徒のことを第一に考え慎重に検討してほしい。
3	計画策定の考え方	新型コロナウイルスの影響による学習の遅れやグローバル社会への対応、ICT活用の推進など、学校現場では既に様々な対応に追われていることから、新たなことに取り組むのではなく、元からある基礎基本の徹底による確かな学力の保証を大事にしてほしいため、基本方針に新たなことを盛り込まないでほしい。
4	計画策定の考え方	オール青森の視点を重視すると地域の要望がかき消されてしまうのではないかと懸念している。地域の要望を反映してほしい。
5	計画策定の考え方	地域の願いを十分に汲み取った基本方針としてほしい。
6	計画策定の考え方	入学者数の減少により、高校の統合の可能性があるため、子どもたちが高校を選択できずに他地区に流出することが問題である。

【第2 学校・学科の充実】

NO	項目	意見
1	各高等学校における教育環境の充実	重点校・拠点校という考え方は学校のランク付けのように感じる人もいるのではないかと。これまでも農業高校同士の合同研究など連携した取組が行われてきているにもかかわらず、改めて「重点校・拠点校」といった名前を付すことで差別の意識を生むことにつながるのではないかと。
2	各高等学校における教育環境の充実	重点校の名称の変更を検討してはどうか。
3	各高等学校における教育環境の充実	重点校・拠点校が周りの高校と連携するためには、生徒が移動するための交通費がなければならない。 重点校が選抜性の高い大学への進学を目指すのであれば、情報公開などに労力を使うのではなく、自由に使える予算措置を講ずるべきである。また、拠点校については、日本で誇れるような専門学科の教育内容・設備の充実ができれば良い。
4	各高等学校における教育環境の充実	中学校卒業予定者数が減少している現状を考慮すると、子どもたちの適正な教育環境を整えていく必要がある。
5	各学科の充実	学科やコースの設置による具体的な特色化が進められることにより、県内外の生徒の入学につながると思うので検討していただきたい。
6	各学科の充実	私立高校との棲み分けは必要になると思うが、高齢化だけでなく少子化も見据えて、保育、医療、看護等の人材育成に取り組むため福祉科を設置してはどうか。

【第3 学校規模・配置の方向性】

NO	項目	意見
1	高等学校教育を受ける機会の確保	遠距離の高校へ通学する経済的・時間的な負担が大きいと思う。この点を踏まえ、少額でもかまわないので、奨学金の貸与を要件としない幅広い対象の補助があれば、より進路選択の幅が広がると考える。
2	高等学校教育を受ける機会の確保	通学環境に配慮が必要な点を踏まえて改革を進めてほしい。
3	高等学校教育を受ける機会の確保	私立高校がない地域であっても教育を受ける機会を確保するのが県立高校の役割であり、私立高校も踏まえた上で計画を策定するという観点も必要である。
4	高等学校教育を受ける機会の確保	多様化した生徒に対応するためには、多様化した受入先があっても良いのではないかと。
5	充実した教育環境の整備	予算も人（教員、生徒）も限られた条件の中でより良い教育環境を作っていかなければならないことから、基本方針に従い必要に応じて統廃合を進められれば良い。
6	学校規模の標準	生徒数が減少していくため、学校規模の標準のうち、重点校6学級と拠点校4学級を弾力的に取り扱った方が良いと思う。
7	学校規模の標準	1学級の定員を30人にするなど、学級規模を見直す取組を行ってほしい。社会で力を発揮していくためには、リーダーを担う機会の多い少人数学級は有利である。少子化も進んでいるため、1学級の定員を減らし、学校数や学級数の規模を維持する方向で考えてもらいたい。
8	学校規模の標準	30人学級の実現に向け、教員を増やせるよう国に働きかけてもらいたい。小規模校のような生徒が余裕を持って学べる学校も維持できると良いと思う。
9	学校規模の標準	スケールメリットを追求するのではなく、少人数で手厚い教育・内容の充実という視点を持って全体像を見直してほしい。
10	学校配置の考え方	地域の思いもあると思うが、何度も統合を行うことにならないよう、安定した教育環境にするため思い切った統合や学校配置があっても良いと思う。

NO	項目	意見
11	学校配置の考え方	学級減により重点校としての役割を果たしていけないなどの理由から重点校の指定が外れ、地区から重点校がなくなるということを危惧している。
12	学校配置の考え方	五戸町内の生徒が歩いて通える範囲にある五戸高校の復活について検討していただきたい。
13	学校配置の考え方	小規模校を閉校ではなく、存続することを前提に教育改革を進めてもらいたい。
14	学校配置の考え方	地域の高校の統廃合によって、高校に通学不可能となる地域では人口が減少すると考えられ、地域産業も衰退するなど市町村の経済や過疎化に影響するため、地域経済の維持・発展のためにも学校配置の配慮が必要である。
15	地域校への対応	新型コロナウイルスの影響から中学校の保護者は経済的に厳しく、高校進学すら危ぶまれる状況であることや、地域校が募集停止となった場合、早朝からの電車通学を強いられることを踏まえ、地域校の「2年連続20人未満」の基準を3年もしくは4年に延長していただきたい。
16	地域校への対応	地域校はできるだけ残してほしい。1学級規模の地域校でも、オンライン授業ができれば開設科目が多くなるのではないかな。今後はまずまず教室での授業以外の授業が増えるのではないかな。
17	地域校への対応	保護者の立場としては、地域校の募集停止の時期が明確になったことは良かった。
18	地域校への対応	地域校が既に3校募集停止になっていることに驚いている。地域校が存続していくためには、学校と市町村が連携できるような県としてサポートしていく必要があるのではないかな。その旨基本方針に盛り込むべき。
19	地域校への対応	地域校が募集停止になる条件をみると、郡部の高校を次々に廃校にしているのと同義であり、私立高校の入学者数についても考慮して募集停止となる基準を考えるべき。
20	計画的な学校配置に向けた取組	第1期実施計画を策定する際の地区意見交換会について、地域の産業界関係者が少なかったように感じる。今後開催する地区意見交換会では、この点を考慮した委員構成としていただきたい。
21	計画的な学校配置に向けた取組	地区意見交換会の委員には高校関係者も入れてほしい。

【第4 魅力ある高等学校づくり】

NO	項目	意見
1	学校・家庭・地域等との連携の推進	今後は、幼小中高が連携し、グローバルな視点でしっかりと子どもを育てていく体制を構築していく必要がある。
2	学校・家庭・地域等との連携の推進	特別なニーズを持つ生徒は、定時制課程に限らず全日制課程の高校にも在籍している状況にあり、全日制課程の高校においてもしっかりとケアする方針・体制を整えていただきたい。
3	学校・家庭・地域等との連携の推進	生徒数の減少はやむを得ないが、特色ある高校づくりを目指して地域との連携をしっかりと進めてほしい。
4	教育活動の充実に向けた取組	学力向上も大事であるが、一時的に県外に出ても、将来、地元に戻って来れるような魅力ある青森県、魅力ある高校づくりをお願いしたい。
5	教育活動の充実に向けた取組	小・中学校では、GIGAスクール構想に基づいた環境整備が進められる予定である。高校でもICT活用の充実が実現できるような環境整備を望む。
6	教育活動の充実に向けた取組	全国から生徒を集めるためには、地域と連携した特色ある教育活動を進める必要があると思う。「地域と連携した特色ある学校で全国からの生徒募集を導入する」といった前向きな考え方を基本方針に盛り込んでいただきたい。

NO	項目	意見
7	教育活動の充実に向けた取組	全国からの生徒募集について、地域校のような郡部の学校に導入し、落ち着いた学習できる環境をアピールしていくことが考えられる。
8	教育活動の充実に向けた取組	青森県が全国からの生徒募集を行う場合、どのような理念のもとで教育を行っていくのかをしっかりと定める必要がある。また、大都市圏から地方である青森県にどのように生徒を呼び込むのかという観点を持たなくてはならないのではないかな。
9	教育活動の充実に向けた取組	全国からの生徒募集の導入によって学校の魅力化が図られるとともに、青森の資源を生かして多様な生徒が集まる高校づくりが進むことを期待している。
10	教育活動の充実に向けた取組	県外から生徒を受け入れる場合の様々な支援策も必要と思うので、市町村の意見を重視すべきと考える。
11	教育活動の充実に向けた取組	全国からの生徒募集は良いアイデアだと思う。他県には、電車や漁業等に特化している学校や、地方でのびのび学べる学校等があったように思う。部活動で生徒が集まる学校や、県独自の特色ある学校であれば、全国から生徒を募集しても集まるように思う。
12	教育活動の充実に向けた取組	全国からの生徒募集について、岩手県において潜水土を育てる全国的にも特色のある学科で実施しており、寮を整備するなど手厚い対応をしている。全国からの生徒募集を導入する場合は、普通高校よりも職業高校が良いと考える。例えば、農業高校に全国からの生徒募集を導入し、本県の農業教育の魅力を発信できれば良いのではないかな。
13	教育活動の充実に向けた取組	全国からの生徒募集の導入について、国際化やIターンが活発になっていることなど、国や地域の境界が曖昧になりつつある昨今、時代の流れとしては検討の余地があるものと考えているが、地域校の入学者数の確保等、小規模校の存続の手段ではなく、あくまでも県立高校に入学する生徒にとってプラスになるような制度になってほしい。
14	教育活動の充実に向けた取組	全国からの生徒募集の導入に当たっては、生徒の体調管理などに重要となる住環境の充実という視点を踏まえてもらいたい。
15	教育活動の充実に向けた取組	全国からの生徒募集については、全ての県立高校で導入してほしい。それぞれの学校が魅力ある取組を行うことで、各校の魅力化が図られると思う。
16	教育活動の充実に向けた取組	全国からの生徒募集について、ただ導入しても大きな効果を得るのは厳しいと思う。やはり地域の人的・物的支援を受けることができる高校で導入すべきであり、地域の人々と一緒に高校の特色を出せるように検討していくべきである。また、県外への積極的な周知や、下宿または寮は必須だと思う。
17	教育活動の充実に向けた取組	全国からの生徒募集については、定員割れをしている学校に導入した方がよい。そのことにより生徒数の確保につながり、充実した教育活動が期待できる。

【第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進】

NO	項目	意見
1	実施計画策定に向けた取組	令和3年度の第2期実施計画（案）に関する地区懇談会では、土日に開催するなど保護者や地域の方々に広く参加してもらえるような方策を検討していただきたい。
2	実施計画策定に向けた取組	今後の統合や改編について、地域との連携等を踏まえ、早めに周知しながら検討していくと良い。

【その他】

NO	項 目	意 見
1	その他	新型コロナウイルスの感染拡大により生活様式の変化等が叫ばれている中であり、県立高校教育改革にも新型コロナウイルスによる経験が反映されるべきと考える。
2	その他	高校再編だけでなく、廃校となった高校のその後についても同時に考えてほしい。
3	その他	高校を選ぶのに部活動もポイントとなるため、学校ごとの特色ある部活動の推進をお願いしたい。

参 考 資 料

第 8 5 8 回定例会（令和 2 年 7 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1 ~ P 2
- 議案第 2 号
青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について P 3 ~ P 5

令和2年度6月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

補正予算額	711,781千円
現計予算額	129,540,607千円
補正後の予算額	130,252,388千円

◎計上の主なもの

教育行政費	183,249千円
○補習等のための指導員等配置事業費	34,464千円
学校臨時休業に伴う学習への影響を補うため、休業の長期化した公立小・中学校に学習指導員等を配置するのに要する経費	
○外部人材活用によるスクール・サポート・スタッフ配置事業費（国補正分）	100,985千円
新型コロナウイルス感染症対策に伴う教職員の業務負担軽減を図るため、教職員の事務的補助を行うスクール・サポート・スタッフを配置するのに要する経費の増額補正	
○奨学のための給付金事業費	47,800千円
低所得世帯の家庭学習に係る通信費負担を軽減するため、県立学校等の生徒の保護者に対し奨学のための給付金を給付するのに要する経費の増額補正	
教育指導費	70,011千円
○特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業費	70,011千円
特別支援学校のスクールバスにおける密集・密接状態を緩和するためのスクールバスの増便に要する経費	
小学校費	43,990千円
中学校費	39,591千円
○少人数学級編制実施費	83,581千円
学校再開に当たって、教室における密集・密接状態を緩和するため、少人数学級編制を行うことができるよう教員を加配するのに要する経費	
高等学校管理費	177,000千円
特別支援学校費	60,000千円
○学校再開に伴う感染症対策・学習保障等支援事業費	237,000千円
県立学校において、各校の実情に応じて、保健衛生用品の追加購入などの感染症対策を強化するとともに、家庭学習用教材の購入など学習保障の取組を行うのに要する経費	

教育振興費 35,990千円

特別支援学校費 20,205千円

○県立学校情報教育推進事業費

56,195千円

県立学校におけるICT活用による教育の充実を推進するため、
ICT技術者等を配置するとともに、遠隔学習用機器や特別支援学校
の児童生徒のためのICT入出力支援装置を整備するのに要する経費
の増額補正

体育振興費 18,533千円

○部活動全国大会代替地方大会開催支援事業費補助

18,533千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となった部活動全
国大会について、代替地方大会の開催を支援するのに要する経費

青森県いじめ防止対策審議会委員（案）

現 新

氏 名	所 属 等	専 門 等	委 嘱 期 間	氏 名	所 属 等	専 門 等	委 嘱 期 間
沼田 徹	沼田法律事務所	弁護士	H30.7.30 ~ R2.7.29	再任			R2.7.30 ~ R4.7.29
田中 治	青森県立精神保健福祉センター所長	精神科医	H30.7.30 ~ R2.7.29	再任			R2.7.30 ~ R4.7.29
内海 隆	青森明の星短期大学教授 ※青森公立大学特別教授	教 育	H30.7.30 ~ R2.7.29	再任			R2.7.30 ~ R4.7.29
関谷 道夫	青森県公認心理師・臨床心理士協会顧問	臨床心理士	H30.7.30 ~ R2.7.29	再任			R2.7.30 ~ R4.7.29
鳴海 春輝	青森県社会福祉士会会長	社会福祉士	H30.7.30 ~ R2.7.29	再任			R2.7.30 ~ R4.7.29
田中 恵美	青森県高等学校PTA連合会	保護者	R1.12.12 ~ R2.7.29	加川 香寿美	青森県高等学校PTA連合会	保護者	R2.7.30 ~ R4.7.29

青森県いじめ防止対策審議会条例

平成二十六年七月七日
青森県条例第六十九号

青森県いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

青森県いじめ防止対策審議会条例
(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第十四条第三項の規定に基づき、教育委員会に青森県いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、県立学校におけるいじめ防止対策推進法第一条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項、同法第二十八条第一項の規定による調査に関する事項その他同法第二条第一項に規定するいじめに関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内をもって組織し、その委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第四条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略